



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷兼発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市公印規則の一部を改正する規則	行財政局業務改革課	1
規則	神戸市総合基本計画の策定に関する規則及び神戸市総合基本計画審議会規則の一部を改正する規則	企画調整局政策課	7
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	14
告示	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の変更許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧	環境局環境保全課	15
告示	指定管理者の指定(神戸市立こうべまちづくり会館)	都市局まち再生推進課	16
告示	指定管理者の指定(神戸市こべっこあそびひろば・岡場)	こども家庭局こども青少年課	17
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	18
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	21
告示	神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法の件(平成25年10月告示第474号)の一部改正	行財政局業務改革課	23
告示	指定管理者の指定(神戸市立青少年科学館)	文化スポーツ局文化交流課	24
告示	人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例による人と自然との共生ゾーンの区域の変更	経済観光局農政計画課	25
告示	指定管理者の指定(神戸三宮フェリーターミナルほか)	港湾局経営課	26
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	27
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	30
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	32
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	35
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	福祉局監査指導部	36
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	39
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止	福祉局監査指導部	40

令和5年12月26日 神戸市公報第3840号

種類	件名	所管部署	ページ
公告	定款変更(第3回)の認可(垂水中央東地区市街地再開発組合)	都市局地域整備推進課	41
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	42
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市灘区水道筋2丁目) 他	都市局都市計画課	44
公告	都市公園の区域変更(友が丘西公園)	建設局公園部管理課	46
区役所	自動車臨時運行許可番号標の失効	長田区総務部市民課	47
水道局	神戸市水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程	水道局営業課	48

神戸市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月18日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第33号

神戸市公印規則の一部を改正する規則

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第2（第3条、第10条関係）						別表第2（第3条、第10条関係）					
様式	公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主管課	様式	公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	地域協働局住民課、行財政局税務部税務課、市民税課、固定資産税課及び収税課、兵庫区役所総務部市民課、北区役所総務部地域協働課、北神区役所市民課、長田区役所総務部市民課、垂水区役所総務部市民課、西区役所総務部市民課及び地域協働課並びに須磨区役所北須磨支所市民課及び西区役所玉津支所	10	[略]	[略]	[略]	[略]	地域協働局住民課、行財政局税務部税務課、市民税課、固定資産税課及び収税課、兵庫区役所総務部市民課、北区役所総務部地域協働課、北神区役所市民課、垂水区役所総務部市民課及び西区役所総務部地域協働課並びに須磨区役所北須磨支所市民課及び西区役所玉津支所
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
37	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	37	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
38	個人番号カード及び住	隷書	方6	(1) 行政手続における特定の個人を識別	地域協働局住民課、各区役所（北	38	削除				

	<p>民基本台帳 カード記載 事項変更専 用市長の印</p>	<p>するための番号の利 用等に関する法律(平 成25年法律第27号)第 2条第7項の規定に より個人番号カード に記載されることと されている事項の変 更に関する事務</p> <p>(2) 行政手続におけ る特定の個人を識別 するための番号の利 用等に関する法律の 施行に伴う関係法律 の整備等に関する法 律(平成25年法律第28 号)第20条第1項の規 定によりなお従前の 例によることとされ る住民基本台帳カー ドの記載事項の変更 に関する事務</p>	<p>神区役所を除く。) 総務部市民課、北 神区役所市民課、 須磨区役所北須磨 支所市民課及び西 区役所玉津支所</p>						
<p>38の2</p>		<p>地域協働局住民課におい て行う38の項第1号に掲 げる事務及び区役所支所 において行う38の項各号 に掲げる事務(電子印専 用)</p>	<p>地域協働局住民課</p>	<p>38の2</p>	<p>個人番号カ ード及び住 民基本台帳 カード記載 事項変更専 用市長の印</p>	<p>隷書</p>	<p>方6</p>	<p>(1) 行政手続におけ る特定の個人を識別 するための番号の利 用等に関する法律(平 成25年法律第27号)第 2条第7項の規定に より個人番号カード</p>	<p>地域協働局住民 課、各区役所(北 神区役所を除く。) 総務部市民課、北 神区役所市民課、 須磨区役所北須磨 支所市民課及び西</p>

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表第4（第5条、第10条関係）

様式	公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主管課
66	在留カード及び特別永住者証明書住居地変更専用区長の印	[略]	[略]	区役所において行う次に掲げる事務	各区役所（北神区役所を除く。）総務部市民課

[略]	[略]	[略]	[略]	に記載されることとされている事項の変更に関する事務 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる住民基本台帳カードの記載事項の変更に関する事務	区役所玉津支所 [略]
-----	-----	-----	-----	--	----------------

別表第4（第5条、第10条関係）

様式	公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守主管課
66	通知カード並びに在留カード及び特別永住者証明書住居地変更専用区	[略]	[略]	区役所において行う次に掲げる事務 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する	各区役所（北神区役所を除く。）総務部市民課及び北神区役所市民課

				(1)、(2) [略]		長の印			通知カードの記載事項の変更に関する事務 (2)、(3) [略]	
66の2				区役所において行う66の項各号に掲げる事務（電子印専用）	地域協働局住民課					
67				北神区役所及び区役所支所において行う66の項各号に掲げる事務	北神区役所市民課 並びに須磨区役所 北須磨支所市民課 及び西区役所玉津支所	67			区役所支所において行う66の項各号に掲げる事務	須磨区役所北須磨支所市民課及び西区役所玉津支所
									明舞サービスコーナーにおいて行う行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの記載事項の変更に関する事務	垂水区役所総務部市民課
67の2				北神区役所及び区役所支所において行う66の項各号に掲げる事務（電子印専用）	地域協働局住民課					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

様式38を削り、様式38の2を様式38とする。

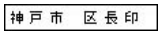
様式38の次に次の1様式を加える。

様式38の2



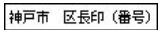
様式66の次に次の1様式を加える。

様式66の2



様式67の次に次の1様式を加える。

様式67の2



附 則

この規則は、令和5年12月18日から施行する。

神戸市総合基本計画の策定に関する規則及び神戸市総合基本計画審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第35号

神戸市総合基本計画の策定に関する規則及び神戸市総合基本計画審議会規則の一部を改正する規則

(総合基本計画の策定に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市総合基本計画の策定に関する規則(昭和47年7月規則第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(計画の策定)</p> <p>第4条 総合基本計画は、企画調整局長が原案を作成し、市長が決定する。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 この規則で「各区計画」とは、総合基本計画の一部として策定する区単位の総合計画をいう。</u></p> <p>(計画の策定)</p> <p>第4条 総合基本計画は、<u>市長が定める基準に従い、第8条に規定する部会長会が作成した計画案を</u>企画調整</p>

2 [略]

局長が局長会議に図るなどの調整を行い、その原案を作成し、市長が決定する。

2 [略]

(部会の設置)

第6条 第4条第1項に規定する計画案の作成に関し必要な事項について調査及び検討を行うため、市長が定める部会を置く。

2 部会の構成員は、部会長、専門委員、部会長補佐、調査主任及び事務局員とする。

3 部会長は、部長級の職員のうちから、市長が任命する。

4 部会長補佐は、課長級の職員のうちから、企画調整局長が関係部局長と協議のうえ指名する。ただし、各区計画に関する計画案の作成に係る部会の部会長補佐は、課長級の職員のうちから、各区の区長が指名する。

(部会の開催)

第7条 部会は、部会長が必要があると認めたときに招集し、部会長が議長となる。

2 部会長補佐は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会長会の設置)

第8条 各部会の連絡調整を図り、各部会の意見を総括した計画案を作成するために部会長会を置く。

2 部会長会の構成員は、企画調整局長、部会長、専門委員、部会長補佐及び事務局員とする。

(部会長会の開催)

第9条 部会長会は、企画調整局長が必要があると認めたときに招集し、企画調整局長が議長となる。

2 市長が指定する部会長は、企画調整局長を補佐し、企画調整局長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員の設置)

第10条 総合基本計画の策定に関する専門的な事項について調査及び検討を行わせるため、専門委員を置く。

2 専門委員は、総合基本計画の策定について学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(調査主任の設置)

第11条 総合基本計画に関する事務を担当させるため、各部局に調査主任を置く。

2 調査主任は、別に定める基準に従い、部局の職員のうちから、部局の長が指名する。ただし、各区計画に関す

る計画案の作成に係る調査主任は、
部局の職員のうちから、各区の区長
が関係部局長と協議のうえ指名す
る。

(調査主任の任務)

第12条 調査主任は、所属部局におい
て、次に掲げる事務を処理する。

(1) 総合基本計画に含まれるべき事
務事業の計画及び方針の企画立案
に関すること。

(2) 総合基本計画に係る必要な資料
の調査、収集及び整理に関するこ
と。

(3) 前2号に掲げるもののほか、総
合基本計画の策定に関すること。

(企画調整局長、区長及び部会長の
資料提出要求)

(企画調整局長の資料提出要求)

第6条 企画調整局長は、必要がある
と認めるときは、各部局の長に対し
て、総合基本計画の策定に関する資
料の提出を求めることができる。

2 前項の要求があつたときは、各部
局の長は、直ちに必要資料を作成し、
企画調整局長に送付しなければならない。

第13条 企画調整局長、区長及び部会
長は、必要があると認めるときは、調
査主任に対して、総合基本計画の策
定に関する資料の提出を求めること
ができる。

2 前項の要求があつたときは、調査
主任は、直ちに必要資料を作成し、所
属長の承認を得て、企画調整局長、区
長又は部会長に送付しなければならない。

(調査主任の資料提出要求)

<p>(庶務)</p> <p><u>第7条</u> 総合基本計画策定に関する庶務は、企画調整局において行う。</p> <p><u>第8条</u> [略]</p>	<p><u>第14条</u> 調査主任は、職務執行上必要があるときは、関係職員に対し、資料を提出させ、又はその説明を求めることができる。</p> <p><u>2</u> 前項の要求があつたときは、関係職員は、直ちに必要資料を整えて調査主任に報告しなければならない。</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第15条</u> 総合基本計画策定に関する庶務は、企画調整局において行う。ただし、各区計画に関する計画案の作成に関する庶務は、各区役所(北神区役所を除く。)において行う。</p> <p><u>第16条</u> [略]</p>
--	---

(総合基本計画審議会規則の一部改正)

第2条 神戸市総合基本計画審議会規則(昭和49年7月規則第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p><u>第3条</u> [略]</p>	<p>(組織)</p> <p><u>第3条</u> [略]</p>

2 審議会は、その定めるところにより、総合基本計画について検討する部会を置くことができる。

3 部会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから、審議会の会長が指名する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

2、3 [略]

第6条、第7条 [略]

2 審議会は、その定めるところにより、次に掲げる組織を置くことができる。

(1) 基本構想について検討する小委員会

(2) 総合基本計画について検討する部会

3 小委員会及び部会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから、審議会の会長が指名する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)～(3) [略]

2、3 [略]

(委員長及び副委員長)

第6条 小委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、会長の指名により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務に当たる。

第7条、第8条 [略]

(準用)

第8条 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第9条、第10条 [略]

第11条、第12条 [略]

(準用)

第9条 前条の規定は、小委員会及び部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのはそれぞれ「委員長」又は「部会長」と読み替えるものとする。

第10条、第11条 [略]

(幹事)

第12条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、神戸市の部局長のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、審議会において、それぞれの専門的立場から説明に当たることにより委員を助ける。

(幹事補佐)

第13条 審議会に幹事補佐若干名を置く。

2 幹事補佐は、神戸市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事補佐は、幹事を補佐し、及び審議会の所掌事務について委員を助ける。

第14条、第15条 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

神戸市告示第492号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和5年12月13日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

西区伊川谷町有瀬字立山東518番の一部

（別図のとおり）

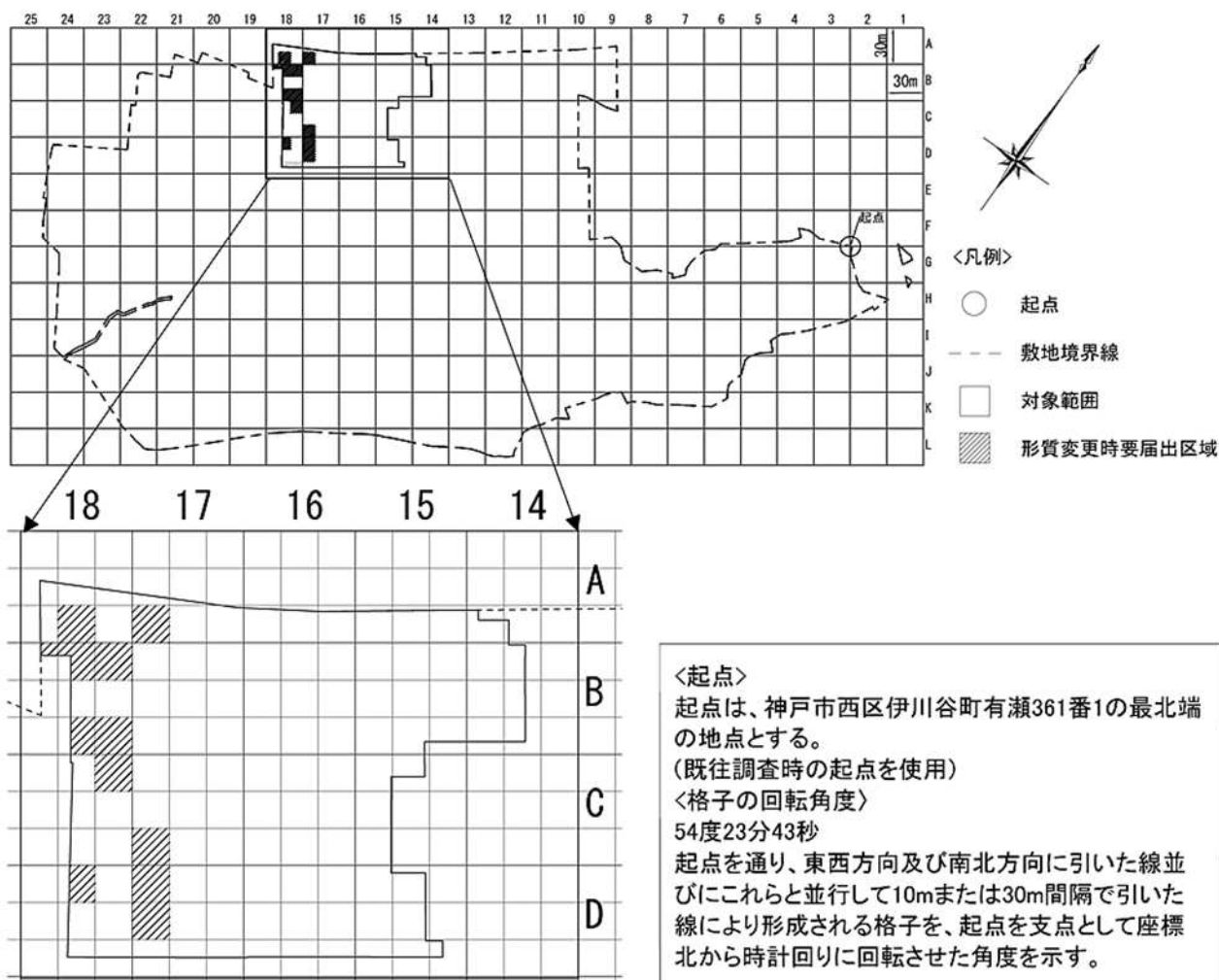
2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

別図



神戸市告示第505号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この変更が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年12月26日

神戸市長 久元喜造

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
三菱重工業株式会社 取締役社長 泉澤 清次
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号
三菱重工業株式会社 神戸造船所
- (3) 特定施設に関する事項
変更なし
- (4) 汚水等の処理に関する事項
変更なし
- (5) 変更許可申請の概要
排水口4カ所の増設及び排水量の増加（海水の循環利用のため）
※排出水の汚染状態及び特定排出水量に変更はない

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年12月26日から令和6年1月15日
- (2) 場所 神戸市環境局環境保全課

神戸市告示第506号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設

神戸市中央区元町通4丁目2番14号

神戸市立こうべまちづくり会館

2 指定管理者

神戸市東灘区深江北町4丁目8番19-202号

特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所

理事 野崎 隆一

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

神戸市告示第507号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設

神戸市こべっこあそびひろば・岡場

2 指定管理者

神戸市中央区脇浜町2丁目5番13号

社会福祉法人みのり福社会

理事長 黒川 泰代

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

神戸市告示第508号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24 台 原動機付自転車 0 台	令和5年11月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所
	中央区長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和5年11月4日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16 台 原動機付自転車 0 台	令和5年11月6日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和5年11月9日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 39 台 原動機付自転車 0 台	令和5年11月14日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 0 台 原動機付自転車 1 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和5年11月15日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24 台 原動機付自転車 1 台	令和5年11月17日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17 台 原動機付自転車 0 台	令和5年11月18日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和5年11月20日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24 台 原動機付自転車 0 台	令和5年11月22日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19 台 原動機付自転車 1 台	令和5年11月24日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	令和5年11月25日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 34 台 原動機付自転車 1 台	令和5年11月27日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 37 台 原動機付自転車 0 台	令和5年11月29日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	令和5年11月30日	

令和5年12月26日 神戸市公報第3840号

兵庫県湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和5年11月2日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 1台	
	兵庫区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和5年11月8日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 10台 原動機付自転車 1台	
	兵庫区長期放置	自転車 20台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	令和5年11月13日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 26台 原動機付自転車 1台	令和5年11月20日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車 0台	令和5年11月21日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 11台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和5年11月28日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
兵庫区長期放置	自転車 27台 原動機付自転車 1台	令和5年11月30日	

神戸市告示第509号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
垂水自転車保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 3台	令和5年11月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年11月6日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年11月10日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 2台	令和5年11月16日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年11月21日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年11月28日	
	垂水区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第510号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第9条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称，電子計算機に記録する公印の名称，様式及び書体並びに印影等の寸法を，同条第2項の規定により，次のとおり告示する。

令和5年12月26日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書体	
児童手当認定通知書（施設等受給資格者用）	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
児童手当額改定通知書（施設等受給資格者用）	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給資格者用）	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
児童手当支払差止通知書（施設等受給資格者用）	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15
児童手当・特例給付過払分内払い調整の決定通知書	行政機関の長の印	62の2	隸書	方15

神戸市告示第511号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月26日

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立青少年科学館	大阪府中央区淡路町3丁目6番13号 神戸CRNT共同事業体 代表者 株式会社コングレ 代表取締役 武内 紀子	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

神戸市告示第512号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第7条第3項の規定により、人と自然との共生ゾーンの区域を令和5年12月5日付で変更したので、同項において準用する同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月26日

神戸市長 久 元 喜 造

変更する人と自然との共生ゾーン区域

地区名	区域
西区押部谷町木見	西区押部谷町木見

備考 区域の詳細については、経済観光局農政計画課備付けの図面のとおり

神戸市告示第513号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月26日

神戸市長 久元喜造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸三宮フェリーターミナル	神戸市中央区新港町3番7号 株式会社神戸フェリー・センター 代表取締役 西森 正至	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
高浜岸壁	神戸市中央区波止場町5番4号 神戸港“U”パークマネジメント共同事業体 代表者 早駒運輸株式会社 代表取締役 渡邊 真二	
中突堤西地区浮棧橋		
弁天歩道橋		
中突堤西地区ふ頭用地		
中突堤中央ターミナル		
中突堤駐車施設		
ハーバーランド広場		
メリケンパーク		
中突堤西地区緑地		
高浜緑地		
神戸市立須磨ヨットハーバー	兵庫県姫路市本町155番地 須磨ヨットハーバー運営共同事業体 代表者 株式会社ヤマハ藤田 代表取締役 藤田 忠久	

神戸市告示第514号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和5年12月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名所	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2860590559	看護クラーク神戸	兵庫県神戸市兵庫区御崎町1丁目3-7 シルフィード・ドゥ・御崎 504	株式会社シーユーシー・ホスピス	東京都港区芝浦三丁目1番1号	令和5年12月1日	介護予防訪問看護
2860590559	看護クラーク神戸	兵庫県神戸市兵庫区御崎町1丁目3-7 シルフィード・ドゥ・御崎 504	株式会社シーユーシー・ホスピス	東京都港区芝浦三丁目1番1号	令和5年12月1日	訪問看護
2860690342	訪問看護ステーションMSC神戸長田	兵庫県神戸市長田区四番町2丁目8-2 ケイズライフ 202	株式会社MSC	大阪府大阪市北区西天満三丁目13番20号ASビル6階	令和5年12月1日	介護予防訪問看護
2860690342	訪問看護ステーションMSC神戸長田	兵庫県神戸市長田区四番町2丁目8-2 ケイズライフ 202	株式会社MSC	大阪府大阪市北区西天満三丁目13番20号ASビル6階	令和5年12月1日	訪問看護

令和5年12月26日 神戸市公報第3840号

2865190660	アクト訪問 看護ステー ション	兵庫県神戸 市中央区生 田町4-3 -1-101	合同会社 ACT	兵庫県神戸 市中央区生 田町4-3 -1-101	令和5年12 月1日	介護予防訪 問看護
2865190660	アクト訪問 看護ステー ション	兵庫県神戸 市中央区生 田町4-3 -1-101	合同会社 ACT	兵庫県神戸 市中央区生 田町4-3 -1-101	令和5年12 月1日	訪問看護
2870103906	ケアステー ションハー トフリー	兵庫県神戸 市東灘区甲 南町3丁目 7-19 養 老甲南ビル 101号	一般社団法 人社会福祉 共役会	兵庫県芦屋 市月若町7 番19-202 号	令和5年12 月1日	訪問介護
2870504079	ケアステー ションビゴ ップ	兵庫県神戸 市兵庫区永 沢町4丁目 4番18号 赤浦永沢ビ ル205号	合同会社B i g U p	兵庫県神戸 市垂水区霞 ヶ丘六丁目 8番25号	令和5年12 月1日	訪問介護
2870504087	介護クラ ーク神戸	兵庫県神戸 市兵庫区御 崎町1丁目 3-7 シ ルフィー ド・ドゥ・ 御崎504	株式会社シ ューシー ー・ホスピ ス	東京都港区 芝浦三丁目 1番1号	令和5年12 月1日	訪問介護
2870603814	訪問介護サ ンフラワー	兵庫県神戸 市長田区西 代通3丁目 12-7	株式会社ケ アリンク	兵庫県神戸 市長田区房 王寺町3丁 目10-12	令和5年12 月1日	訪問介護

2870603822	訪問介護ステーションラフ	兵庫県神戸市長田区日吉町4丁目8-12	株式会社R A F U	兵庫県神戸市長田区長田町3丁目2番19号ルミナスハイツ長田201号	令和5年12月1日	訪問介護
2870603848	ケアサービス飛鳥長田神社前	兵庫県神戸市長田区長田町3丁目2番2号	株式会社E n j o y C r e a t e	兵庫県神戸市長田区長田町3丁目2番2号	令和5年12月1日	訪問介護
2870703622	こたつむり訪問介護ステーション	兵庫県神戸市須磨区中落合4丁目1中落合第一住宅463-406	一般社団法人こたつむり	兵庫県神戸市須磨区中落合4丁目1中落合第一住宅463-406	令和5年12月1日	訪問介護
2875004307	ハートフリーコンフォール	兵庫県神戸市北区筑紫が丘4丁目1-3 筑紫が丘店舗A区画	一般社団法人社会福祉共役会	兵庫県芦屋市月若町7番19-202号	令和5年12月1日	通所介護
2875205334	ひまわり	兵庫県神戸市西区森友4丁目93-2 ハイツ森友201号室	特定非営利活動法人ソーシャルサポートセンターひょうご	兵庫県神戸市西区森友4丁目93-2	令和5年12月1日	訪問介護

神戸市告示第515号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和5年12月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
2865090597	一般財団法人仁明会 訪問看護ステーション はんず北神戸	兵庫県神戸市北区藤原台中町2丁目15-15 レユシー ル.S 305号室	一般財団法人仁明会	兵庫県西宮市甲山町53-20	令和5年11月30日	介護予防訪問看護
2865090597	一般財団法人仁明会 訪問看護ステーション はんず北神戸	兵庫県神戸市北区藤原台中町2丁目15-15 レユシー ル.S 305号室	一般財団法人仁明会	兵庫県西宮市甲山町53-20	令和5年11月30日	訪問看護
2870103484	ケアステーションハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	ハートフリー株式会社	京都府京都市伏見区竹田西段川原町54番地	令和5年11月30日	訪問介護
2870603582	テレサケアサービス	兵庫県神戸市長田区長田町2丁目1番20号	一般社団法人マザーイズム福祉協会	兵庫県神戸市長田区長田町2丁目1-20	令和5年11月30日	訪問介護

2870703028	めいふる	兵庫県神戸市須磨区大田町2丁目1番16-603号	合同会社めいふる	兵庫県神戸市須磨区大田町2丁目1番16-603号	令和5年11月30日	訪問介護
2875004141	ハートフリーコンフォール	兵庫県神戸市北区筑紫が丘4丁目1-3 筑紫が丘店舗A区画	ハートフリー株式会社	京都府京都市伏見区竹田西段川原町54番地	令和5年11月30日	通所介護

神戸市告示第516号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和5年12月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名所	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870103906	ケアステーションハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	一般社団法人社会福祉共役会	兵庫県芦屋市月若町7番19-202号	令和5年12月1日	介護予防訪問サービス
2870103906	ケアステーションハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	一般社団法人社会福祉共役会	兵庫県芦屋市月若町7番19-202号	令和5年12月1日	生活支援訪問サービス
2870504079	ケアステーションビゴップ	兵庫県神戸市兵庫区永沢町4丁目4番18号 赤浦永沢ビル205号	合同会社Big Up	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘六丁目8番25号	令和5年12月1日	介護予防訪問サービス
2870504079	ケアステーションビゴップ	兵庫県神戸市兵庫区永沢町4丁目4番18号 赤浦永沢ビル205号	合同会社Big Up	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘六丁目8番25号	令和5年12月1日	生活支援訪問サービス

2870504087	介護クラーク神戸	兵庫県神戸市兵庫区御崎町1丁目3-7 シルフィード・ドゥ・御崎 504	株式会社シーユーシー・ホスピス	東京都港区芝浦三丁目1番1号	令和5年12月1日	介護予防訪問サービス
2870603814	訪問介護サンフラワー	兵庫県神戸市長田区西代通3丁目12-7	株式会社ケアリンク	兵庫県神戸市長田区房王寺町3丁目10-12	令和5年12月1日	介護予防訪問サービス
2870603814	訪問介護サンフラワー	兵庫県神戸市長田区西代通3丁目12-7	株式会社ケアリンク	兵庫県神戸市長田区房王寺町3丁目10-12	令和5年12月1日	生活支援訪問サービス
2870603822	訪問介護ステーションラフ	兵庫県神戸市長田区日吉町4丁目8-12	株式会社RAFU	兵庫県神戸市長田区長田町3丁目2番19号ルミナスハイツ長田 201号	令和5年12月1日	介護予防訪問サービス
2870603822	訪問介護ステーションラフ	兵庫県神戸市長田区日吉町4丁目8-12	株式会社RAFU	兵庫県神戸市長田区長田町3丁目2番19号ルミナスハイツ長田 201号	令和5年12月1日	生活支援訪問サービス
2870603848	ケアサービス飛鳥長田神社前	兵庫県神戸市長田区長田町3丁目2番2号	株式会社Enjoy Create	兵庫県神戸市長田区長田町3丁目2番2号	令和5年12月1日	介護予防訪問サービス

令和5年12月26日 神戸市公報第3840号

2870703622	こたつむり 訪問介護ス テーション	兵庫県神戸 市須磨区中 落合4丁目 1中落合第 一住宅463 -406	一般社団法 人こたつむ り	兵庫県神戸 市須磨区中 落合4丁目 1中落合第 一住宅463 -406	令和5年12 月1日	介護予防訪 問サービス
2870703622	こたつむり 訪問介護ス テーション	兵庫県神戸 市須磨区中 落合4丁目 1中落合第 一住宅463 -406	一般社団法 人こたつむ り	兵庫県神戸 市須磨区中 落合4丁目 1中落合第 一住宅463 -406	令和5年12 月1日	生活支援訪 問サービス
2875104248	訪問介護ス テーション ゆりの郷	兵庫県神戸 市中央区磯 上通3丁目 2番25- 1206号	A r r o w C a r e 株 式会社	兵庫県神戸 市中央区磯 上通3丁目 2-25- 1206	令和5年12 月1日	介護予防訪 問サービス
2875205334	ひまわり	兵庫県神戸 市西区森友 4丁目93- 2 ハイッ 森友201号 室	特定非営利 活動法人ソ ーシャルサ ポートセン ターひょう ご	兵庫県神戸 市西区森友 4丁目93- 2	令和5年12 月1日	介護予防訪 問サービス
2872005679	ヘルパース テーション さくら	兵庫県明石 市小久保五 丁目2番11 号岸ビル3 C	株式会社 豆福	兵庫県明石 市山下町4 -23	令和5年12 月1日	介護予防訪 問サービス
2872005679	ヘルパース テーション さくら	兵庫県明石 市小久保五 丁目2番11 号岸ビル3 C	株式会社 豆福	兵庫県明石 市山下町4 -23	令和5年12 月1日	生活支援訪 問サービス

神戸市告示第517号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和5年12月26日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
2870103484	ケアステーションハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	ハートフリー株式会社	京都府京都市伏見区竹田西段川原町54番地	令和5年11月30日	介護予防訪問サービス
2870103484	ケアステーションハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	ハートフリー株式会社	京都府京都市伏見区竹田西段川原町54番地	令和5年11月30日	生活支援訪問サービス
2870603582	テレサケアサービス	兵庫県神戸市長田区長田町2丁目1番20号	一般社団法人マザーイズム福祉協会	兵庫県神戸市長田区長田町2丁目1-20	令和5年11月30日	介護予防訪問サービス
2870703028	めいぷる	兵庫県神戸市須磨区大田町2丁目1番16-603号	合同会社めいぷる	兵庫県神戸市須磨区大田町2丁目1番16-603号	令和5年11月30日	介護予防訪問サービス

神戸市告示第518号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年12月26日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2815001538	ツクイ神戸北	兵庫県神戸市北区惣山町5-9-7	株式会社ツクイ	神奈川県横浜港南区上大岡西一丁目6番1号	令和5年10月1日	同行援護
2815102054	ケアセンターいくた	兵庫県神戸市中央区旭通1丁目1番1号サンピア105	合同会社いくた	兵庫県神戸市中央区旭通1丁目1番1号サンピア105	令和5年10月1日	同行援護
2815102245	訪問介護事業所さかのうえ	兵庫県神戸市中央区中町通4丁目2-11 村上ビル4F	スロープ株式会社	兵庫県神戸市中央区中町通4丁目2番11号 村上ビル4階	令和5年10月1日	同行援護
2815102427	ケアステーションプラウドワーク	兵庫県神戸市中央区浜辺通六丁目1番1-213号	株式会社プラウドワーク	大阪府大阪市中央区安堂寺町二丁目6番11号エスリード長堀タワー305号	令和5年10月1日	居宅介護

令和5年12月26日 神戸市公報第3840号

2815102427	ケアステーション クラウドワーク	兵庫県神戸市中央区浜辺通六丁目1番1-213号	株式会社クラウドワーク	大阪府大阪市中央区安堂寺町二丁目6番11号エスリード長堀タワー305号	令和5年10月1日	重度訪問介護
2815202185	訪問介護ステーション はれた	兵庫県神戸市西区北別府一丁目26-5	株式会社フジイ新聞舗	兵庫県神戸市西区南別府二丁目6番地の3	令和5年10月1日	居宅介護
2815202185	訪問介護ステーション はれた	兵庫県神戸市西区北別府一丁目26-5	株式会社フジイ新聞舗	兵庫県神戸市西区南別府二丁目6番地の3	令和5年10月1日	重度訪問介護
2815202193	ケアステーション 大福	兵庫県神戸市西区池上4-2-10リバーサイド岡田202	合同会社大福	兵庫県神戸市西区池上4-2-10リバーサイド岡田202	令和5年10月1日	居宅介護
2815202193	ケアステーション 大福	兵庫県神戸市西区池上4-2-10リバーサイド岡田202	合同会社大福	兵庫県神戸市西区池上4-2-10リバーサイド岡田202	令和5年10月1日	重度訪問介護
2815202201	枝吉ヘルパーステーション ホープ	兵庫県神戸市西区枝吉1丁目17	株式会社メディカルサービス	兵庫県神戸市西区枝吉1丁目12	令和5年10月1日	居宅介護

令和5年12月26日 神戸市公報第3840号

2810801999	クルール 舞子台	兵庫県神戸 市垂水区舞 子台六丁目 12番25号	株式会社ク ルール	兵庫県神戸 市垂水区舞 子台六丁目 12番25号	令和5年10 月1日	就労継続 支援（B 型）
2815102419	就労定着 支援事業 所ウェル ビー三宮 中央セン ター	兵庫県神戸 市中央区三 宮町1-3 -11 朝日 生命神戸三 宮ビル5階	ウェルビー 株式会社	東京都中央 区銀座二丁 目3番6号 銀座並木通 りビル7階	令和5年10 月1日	就労定着 支援
2815202219	相談支援 事業所 ともに	兵庫県神戸 市西区神出 町紫合 74-5	一般社団法 人ほぼちの	兵庫県神戸 市西区神出 町紫合 74-5	令和5年10 月1日	自立生活 援助
2815202227	グッドジ ョブ陽だ まり	兵庫県神戸 市西区押部 谷町福住 628番地の 192	株式会社陽 だまり	兵庫県神戸 市西区押部 谷町福住 628番地の 190	令和5年10 月1日	就労継続 支援（A 型）

神戸市告示第519号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和5年12月26日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2835100161	アップル相談支援事業所	兵庫県神戸市中央区加納町2丁目10-2 MARINA 北野 203号	株式会社ケアラボ	大阪府大阪市中心区上本町西一丁目1番 16-1202号 エステイメゾン上町台	令和5年10月1日	計画相談支援

神戸市告示第520号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年12月26日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2810700084	有限会社 コスモサー ビス	兵庫県神戸 市須磨区妙 法寺字地子 田1035 番2	有限会社コ スモサービ ス	兵庫県神戸 市須磨区妙 法寺字地子 田1035 番2	令和5年9 月30日	同行援護
2815001546	ツクイ神戸 鈴蘭台	兵庫県神戸 市北区北五 葉1-5- 1ハピネス プラザ10 5	株式会社ツ クイ	神奈川県横 浜市港南区 上大岡西一 丁目6番1 号	令和5年9 月30日	居宅介護
2815001546	ツクイ神戸 鈴蘭台	兵庫県神戸 市北区北五 葉1-5- 1ハピネス プラザ10 5	株式会社ツ クイ	神奈川県横 浜市港南区 上大岡西一 丁目6番1 号	令和5年9 月30日	重度訪問介 護
2815001546	ツクイ神戸 鈴蘭台	兵庫県神戸 市北区北五 葉1-5- 1ハピネス プラザ10 5	株式会社ツ クイ	神奈川県横 浜市港南区 上大岡西一 丁目6番1 号	令和5年9 月30日	同行援護

神戸市公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、垂水中央東地区市街地再開発組合の定款の変更（第3回）について認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和5年12月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 組合の名称
垂水中央東地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
令和2年8月から令和8年12月まで
- 3 施行地区
神戸市垂水区神田町6番外
- 4 事務所の所在地
神戸市垂水区陸ノ町1番2-401号室
- 5 設立認可の年月日
令和2年8月14日
- 6 変更認可の年月日
令和5年12月26日

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和5年12月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
西日本旅客鉄道株式会社
大阪工事事務所長 松尾 優
大阪市淀川区西中島5丁目4番20号
JR西日本不動産開発株式会社
代表取締役社長 藤原 嘉人
大阪市北区中之島2丁目2番7号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社竹中工務店 大阪本店
設計部設計第3部門設計1グループ 阪本 泰智
大阪市中央区本町4丁目1番13号
06-6263-9722
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市中央区雲井通8丁目1番2号
 - (2) 敷地面積 約8,583平方メートル
 - (3) 建築面積 約8,032平方メートル
 - (4) 延べ面積 約91,528平方メートル
 - (5) 高さ 約156.2メートル
 - (6) 構造 鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造、一部鉄筋鉄骨コンクリート造
 - (7) 階数 地上30階／地下2階
 - (8) 建物用途 商業・オフィス・ホテル・駐車場・駐輪場・駅前広場
- 4 市民等に対する説明会の開催日時及び場所
令和6年1月9日（火）19時00分から
神戸市中央区東町115番地 中央区文化センター多目的ルーム
- 5 縦覧の期間
令和5年12月26日から令和6年1月15日まで

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和5年12月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
オリックス不動産株式会社
代表取締役 深谷 敏成
東京都港区浜松町2丁目3番1号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社 竹中工務店 大阪一級建築士事務所
北村 仁司
大阪府中央区本町4丁目1番13号
080-1517-9364
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸府中央区加納町6丁目5番1号
 - (2) 敷地面積 約9,500平方メートル
 - (3) 建築面積 約4,350平方メートル
 - (4) 延べ面積 約77,000平方メートル
 - (5) 高さ 約140.0メートル
 - (6) 構造 S造、RC造、SRC造
 - (7) 階数 地上28階／地下2階
 - (8) 建物用途 市庁舎、事務所、ホテル、商業
- 4 市民等に対する説明会の開催日時及び場所
令和6年1月10日（水）19時00分から
神戸府中央区東町115番地 中央区文化センター多目的ルーム
- 5 縦覧の期間
令和5年12月26日から令和6年1月15日まで

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年12月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市灘区水道筋2丁目6番1の一部、6番2の一部、7番1、7番16の一部、7番17の一部、7番26
開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区中之島3丁目3番23号
関電不動産開発株式会社
代表取締役 藤野 研一
許可番号
令和3年11月19日 第7130号
(変更許可 令和5年11月27日 第1516号)

- 2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区東垂水町字菅ノ口645番1、647番1、648番1、649番1
開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県明石市大久保町大窪497番地1
関西住宅販売株式会社
代表取締役 横野 修三
許可番号
令和5年8月24日 第8140号
(変更許可 令和5年11月28日 第2087号)

- 3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区清水が丘2丁目176番、177番の一部、178番の一部、179番129の一部
開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区城見1丁目2番27号
株式会社プレサンス住販
代表取締役 山岸 嘉章
許可番号
令和4年2月24日 第7132号
(変更許可 令和5年8月4日 第1509号
変更許可 令和5年11月14日 第1515号)

- 4 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区玉津町二ツ屋字矢ノ脇108番1、神戸市西区櫛谷町松本字小田173番1
の一部
開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市西区福吉台2丁目10番6号
中嶋石油株式会社
代表取締役 中島 貴志
許可番号
令和5年5月31日 第8124号

神戸市公告

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年12月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 区域を変更する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
友が丘西公園	須磨区友が丘4丁目	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	拡張

(2)供用開始の年月日

令和5年12月26日

神戸市長田区公告第51号

次の自動車臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月20日規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

令和5年12月26日

神戸市長田区長 山端 恵実

番号標に記録された番号	失効年月日
神戸66-72神戸	令和5年12月13日

神戸市水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年12月26日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第6号

神戸市水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程

神戸市水道局徴収事務委託規程(令和4年3月30日神戸市水道管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務の範囲)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則(平成31年3月規則第67号) <u>第77条</u>第1号の下水道使用料及び第2号の農業集落排水処理施設使用料</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(業務の範囲)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則(平成31年3月規則第67号) <u>第72条</u>第1号の下水道使用料及び第2号の農業集落排水処理施設使用料</p> <p>(3) [略]</p>

附 則

この管理規程は、令和6年1月1日から施行する。